



やさしさふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ



西東京

主な内容

- 西東京市コスモス商品券…3
- 庁舎統合についてお答えします!…3
- 選挙ポスター募集…7
- 終戦から70年 伝える…8
- ひまわりに囲まれて夏を体感!…8

No.363

平成27年(2015)

8/1

市役所代表番号 042-464-1311

発行/西東京市

編集/企画部秘書広報課 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

配布/シルバー人材センター 042-425-6611

詳細はホームページで [西東京市Web](#) 検索

市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話から <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



臨時福祉 給付金 確認じゃ!



給付金キャラクター カクニンジャ

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、今年度も所得の少ない方への負担を軽減するために、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の給付を行います。

支給要件を満たすと思われる方へ8月上旬に届くように申請書を発送しますので、必要事項を記入して市へ郵送またはご持参ください。

◆臨時福祉給付金担当 田

支給対象者
市民税が非課税の方

1人につき

6,000円

課税者に
扶養されている方を
除きます



お問い合わせ

臨時福祉給付金専用ダイヤル

042-497-4976

受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

申請受付期間 8月3日(月)～12月28日(月)

臨時福祉 給付金

Q

&

A



Q1 どんな人が支給を受けられるの?

A1

基準日時点(平成27年1月1日)で西東京市に住民票があり、市民税が非課税の方のうち、課税されている方の扶養となっていない方が対象となります。また、生活保護を受けている方などはこの制度の対象になりません(詳細は、下記の支給対象者診断チャートをご覧ください)。

Q2 引っ越しをした人はどうなるの?

A2

基準日時点で住民票がある市区町村から支給されますので、基準日の翌日以降に西東京市へ引っ越してきた方は、基準日時点でお住まいだった市区町村にお問い合わせください。

Q3 基準日以降に生まれた人や、亡くなった人も対象になるの?

A3

基準日の翌日以降に生まれた方は対象になりません。基準日から支給決定日までの間に亡くなった方も対象になりません。

Q4 どうやって申請するの?

A4

12月28日(月)(消印有効)までに、申請書に同封の返信用封筒(切手不要)で郵送してください。市役所の窓口でも受け付けます(田無庁舎:12月28日(月)まで、保谷庁舎:9月30日(水)まで)。申請期限を過ぎると給付金を受け取れなくなりますので、ご注意ください。

Q5 代理人が申請してもいいの?

A5

代理人が申請することもできますが、別途提出書類が必要ですので、お問い合わせください。

Q6 申請書が届かないけど、対象になるの?

A6

申請書が届かなくても支給対象となる場合があります。下記の診断チャートで支給対象に該当する場合はお問い合わせください。

Q7 いつごろ支給されるの?

A7

申請から振り込みまでは2～3カ月かかる見込みです。全国一律で10月以降の振込開始となります。支給要件を満たした方に「支給通知書」を送付し、ご指定の口座に振り込みます。なお、支給要件を満たさない方には「不支給通知書」を送付します。

Q8 昨年度の給付金とは何が違うの?

A8

昨年度の臨時福祉給付金は1万円でしたが、今年度は6,000円です。金額の違いは、対象とする期間の差によるものです。昨年度は平成26年4月～翌年9月の1年半分であるのに対し、今年度は平成27年10月～翌年9月の1年分です。また、今年度は基礎年金受給者などを対象とした加算措置(対象者1人につき5,000円)がありません。

子育て世帯臨時特例給付金の該当者で、臨時福祉給付金の支給要件にも該当する方は、両方の給付金を受け取れます。その場合、それぞれの申請が必要となります。なお、子育て世帯臨時特例給付金については、子育て支援課(042-460-9840)にお問い合わせください。

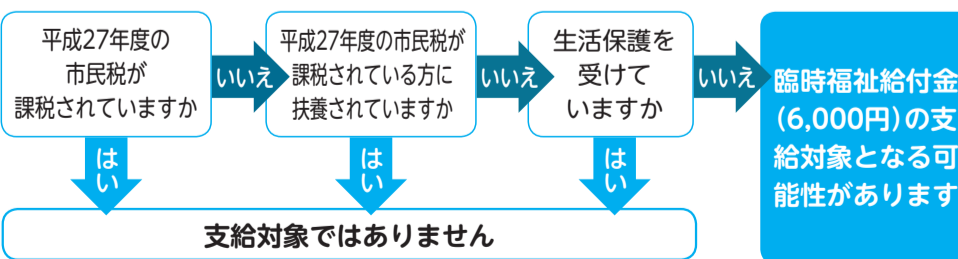
Q9 外国人でも支給されるの?

A9

基準日時点で住民票があり、支給決定日に中長期在留者などである方は支給されます。

申請書提出日からおおむね3カ月以内に在留期間が満了する方は、給付金支給時に在留資格を有することが確認できないため、在留期間の更新を行ってから臨時福祉給付金の申請をしてください。

支給対象者診断チャート



※この図は、一般的な場合を想定しています。
 ※支給対象に該当し、8月中旬までに申請書が届かない場合は、上記専用ダイヤルへお問い合わせください。
 ※臨時福祉給付金の支給対象か否かにかかわらず、中学3年生までのお子さんがある方は、「子育て世帯臨時特例給付金」(対象児童1人につき3,000円)を受け取れる可能性があります。
 ※DV被害者の方は、支給対象に当てはまらなくても受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

振り込め詐欺などの犯罪にご注意を!

申請内容に不明な点があった場合は、市からお問い合わせをすることもありますが、市や厚生労働省などは、次のようなことは絶対に行いません。

- ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いする
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらう
- 給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求める

不審な電話や訪問がありましたら、すぐに最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。